

(様式第2号)

平成29年度第8回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成30年3月1日(木) 9:30 ~ 11:00
場 所	東館3階 中会議室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠 席 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 古川係長, 住野主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求
(平成28年6月28日付け) について

イ 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求
(平成28年9月15日付け) について

ウ 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求

(平成29年6月23日付け) について

エ 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け) について

オ 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

カ 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

ク その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求(平成28年6月28日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 課税課が不存在決定を行ったことは妥当であるとの結論を得た。

ウ 本日の審査会を持って審議を終了し、速やかに答申することとする。

(2) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 継続審議とした。

(3) 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求(平成29年6月23日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 不存在決定の妥当性について審議を行った。

ウ 継続審議とした。

(4) 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 不存在決定の妥当性について審議を行った。

ウ 継続審議とした。

(5) 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

議題5：公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

事務局

(要綱案の修正箇所 説明)

(文言修正)

【質疑】

委員

どの部署が審議して外部提供の可否を決定するのか。

事務局

個人情報保護条例14条に記載のあるような目的外利用や外部提供を行う場合には、文書法制課と、場合によっては情報政策課を決裁時の承認ルートに入れることが職務権限規程によって定められています。

防犯カメラにおいても同様の取り扱いをしております。捜査機関からの照会があって、提供する際には必ず文書法制課を決裁時の承認ルートに入れることとしています。

【質疑】

委員

要綱第7条第3項で「市長が特に必要と認めるときは、加工することができる」と規定しているが、「市長」ではなく第2条第5号の「管理責任者」とはしないのか。

事務局

管理責任者とは、各公用車を管理している課長を指しますが、加工をする時には個人情報保護の観点から文書法制課も審議することも考えられますので、「市長」としております。

【質疑】

委員

元データから必要な部分のみ取り出して提供することは加工と考える

いないのか。

事務局 要綱第2条第4号において、複製データを定義し、第6条第2項においても「必要な部分についてのみ複製データを作成し」としているのですが、この複製データが作成された時点で必要最小限の部分になっていると考えていますので、複製データを提供すること自体は加工には当たらないと考えております。

島田会長 次回審査会までに第2条第4号と第6条第2項の整合性をもう一度確認するよう実施機関に伝えてください。

ドライブレコーダーについては、これまでの設置及び運用のあり方については、不適切であったといえますが、今後規則等で管理運用の基準を明確化し、それに従って運用するならば問題がないという趣旨の答申をしたいと思います。次回審査会時に答申案の審議を行いますので、事務局は準備をお願いします。

(6) 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

議題6：芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

事務局 (答申案 朗読)

(文言修正)

島田会長 それでは、本日付けで答申しましょう。

閉会